平成 25 年 11 月 27 日

各　　位

ＳＥホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水浩二
（ＪＡＳＤＡＱ・コード９４７８）
問い合わせ先
執行役員経営企画部部長　松村真一
ＴＥＬ　０３－５３６２－３７００

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）とは、下記「２．ライツ・オファリングの内容」に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を全ての株主に対し無償で割当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方には、本新株予約権を市場で売却する機会が与えられることとなります。一方で、期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行えなくなります。

本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、(ⅰ)本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は(ⅱ)本新株予約権を売却して売却代金を得るかのいずれかを選択していただきたいと考えております。当社株主の皆様におかれましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）、及び本日公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明（Q&A）（URL: http://www.sehi.co.jp/ro/）」等をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいたうえで、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

（ご参考）ライツ・オファリングに関する専用WEBページ
http://www.sehi.co.jp/ro/
※本件に係る手続き等につきましてはこちらをご参考ください。

記

１．本件の目的等

（１）本件の目的

①資金調達

当社グループは、昭和60年（1985年）の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場（IT市場）の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、上記の戦略的投資分野での事業展開と並行して、今後の成長市場と目される(ⅰ)スマートフォン、ソーシャルネットワーク・クラウドサービスなどの新興ITサービス関連事業、（ⅱ）中国関連事業、及び（ⅲ）グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業にも積極的に取組み、スマートフォンコンテンツの開発・提供やGoogle™ Apps Premier Editionの正規販売代理店としての３年間に亘る活動、中国市場でのイー・コマース営業開始及び次世代リチウム電池用電極開発を進めるシリコンバレーベンチャーZeptor Corporation（株式会社産業革新機構がメジャー出資）への投資など、成長市場分野への事業展開に係る具体的な実績を生み出しつつあります。

（注）（ⅰ）「新興ITサービス関連事業」は、スマートフォンやソーシャルネットワーク、クラウドサービスなどの新興のITサービス市場において、当社グループが手掛ける様々なサービスの販売や関連ソリューション提供などの新規事業であります。（ⅱ）「中国関連事業」は、中国市場における、当社出資先800Teleservice社（中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者）と共同での、日本企業に対するEC等中国進出支援やITソリューション提供などの新規事業であります。（ⅲ）「グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業」は、IT市場分野で当社グループが長年培ってきたコミュニケーション事業のノウハウをグリーンテクノロジー（環境技術）市場で応用していこうとする新規事業であります。

当社グループを取り巻く市場では、近年スマートフォン市場が飛躍的に拡大し、iPadやKindleを始めとするタブレット端末の普及も広がりを見せつつあります。そうした傾向を受けて、当社グループの事業分野では、従来の紙媒体の書籍市場に加えて電子書籍市場が拡大し、従来のフィーチャーフォン向けアプリ市場からスマートフォン向けアプリ市場への移行、オンライン端末を利用した研修の拡大など、著しい事業環境の変化が見られます。

また、当社グループは更なる成長を期すため、前連結会計年度においてネットカフェ事業における不採算資産の一掃やのれんの一括償却、及びスマートフォン関連事業への先行投資費用約2.5億円の計上等を実施したこと等により経常赤字となりました。また、当連結会計年度上半期においても、出版市場全体における書店販売の不振の影響から書籍販売不振が継続したことや、前述した先行投資が上半期後半まで続いたことなどにより依然として経常赤字の状況にあります。但し下半期においては、スマートフォン関連事業への投資回収が本格化すること、及び出版事業において電子化・オンライン化などが進むことから、当社グループとして、新規事業の拡大に向けた環境が整いつつございます。

このような状況の下、当社グループが今後更なる成長を実現するためには、上記新規事業の更なる拡大、既存事業を補完・拡充するためのM&Aへの取組み、及び既存事業の中でもとりわけ出版事業の収益構造転換を早急に実施することが必要であると認識しております（詳細は、下記「４．

調達する資金の額及び資金の使途等　（２）調達資金の使途」をご参照ください。）。本件を実施し、株主及び投資家の皆様に本新株予約権を行使して頂くことにより手元資金の拡充を図り、当社グループの事業拡大を一層加速させることが可能になると考えております。

②株式の流動性の向上

平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数は、18,636,800株（自己株式2,641,700株を含みます。）、平成25年９月末時点における株主数は5,622名という状況であり、今後将来的に大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが重要であると考えております。

本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使により発行される株式については、市場で売買されることが想定されており、また、本件により割り当てられた本新株予約権の行使がなされた場合、原則として、保有自己株式2,641,700株（平成25年11月27日現在）を優先的に交付する予定であり、当該自己株式の交付が全て完了した場合、または、行使がなされた新株予約権の個数に対応する自己株式がない場合においては、新規に株式を発行した上で、交付する予定でございます。従いまして、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数を基準とし、本新株予約権が全て行使され、かつ、上記の通り当社自己株式が全て交付された場合においては、新規に発行をした上で交付される株式数は最大5,355,850株となり、当該発行済株式総数は、23,992,650株となります。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、今後将来的に大規模な資本政策を実現する環境を整備し、上述の成長分野に更なる事業投資を行うことで、当社の企業価値を高めていく所存です。

（２）他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記「（１）本件の目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

Ａ．金融機関からの借入れ

当社は金融機関とは良好な関係を維持しており、常日頃より当社グループの業績内容については適宜個別のIRミーティング等を活用して説明を実施してまいりました。本件につきましては、資金調達の目的が新規事業や出版事業の収益構造転換といった投資回収時期が比較的長期かつ不確定時期に亘る可能性があり、また、追加的な収益獲得及び収益改善を図る性質のものであることから、現時点においては、基本的に短期間での返済、かつ、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

Ｂ．公募増資

公募増資については、当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資

金調達手段となり得る可能性がありますが、現在の当社の株式流動性（平成25年9月末現在の発行済株式総数18,636,800株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日を基準とした、東京証券取引所（平成25年７月12日以前は株式会社大阪証券取引所）における当社の普通株式の１日あたり出来高は直近１ヶ月平均785,343株、直近３ヶ月平均859,842株、直近６ヶ月平均456,070株）や時価総額（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日の東京証券取引所における当社普通株式終値208円に発行済株式数18,636,800株を乗じて算出した3,876百万円）を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受する証券会社が本日時点で見つからないこと等を鑑みますと、現時点においては、資金調達手法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C．第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、（ⅰ）割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、（ⅱ）本件において調達を予定する資金の額（詳細については下記「４.調達する資金の額及び資金の使途等」参照。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D．非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が株式価値希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の皆様の利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E．ライツ・オファリング（コミットメント型）

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしましたが、いわゆるライツ・オファリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オファリングの実現可能性について協議を重ねましたが、上述の公募増資同様現在の当社の株式流動性

や時価総額の水準等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

② 本資金調達方法（ライツ・オファリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「（1）本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A．株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B．株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C．第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C．新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「（1）本件の目的」で述べたとおり、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、今後将来的に大規模な資本政策を実現する環境を整え、上述の成長分野に対して更なる事業投資を行うことにより当社の企業価値を高めていくことが期待されております。

（デメリット）

A．資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様或いは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）、及び本日公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」（URL:http://www.sehi.co.jp/ro/）等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただきたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

２．ライツ・オファリングの内容

（１）無償割当の方法

平成25年12月６日（金）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式１株につき１個の割合でSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社第３回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てます。

（２）新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 第３回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権１個あたり、当社普通株式0.5株 ※権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
③新株予約権の総数	15,995,100個 ※株主確定日における当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数です。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	１株（２個）につき116円
⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の

	結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
⑥新株予約権の権利行使期間	平成26年１月14日（火）から平成26年２月６日（木）までとします。
⑦新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
⑧新株予約権を行使した際に生ずる1 株に満たない端数について	本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものといたします。
⑨新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。
⑩新株予約権の行使請求の方法	（１）本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 （２）直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
⑪外国居住株主による本新株予約権の行使について	本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の７営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社

	が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。
⑫その他投資判断上重要又は必要な事項	（１）当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を、当初、保有自己株式2,641,700株に満つるまでは当該自己株式を交付し、自己株式の交付が全て完了した後においては、最大で5,355,850株を新規に発行した上で交付いたします。 （２）本書面並びに平成25年11月27日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）等を熟読されたうえで、株主様又は投資家様ご自身の責任においてご判断ください。 （３）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※各株主様における本件手続きの詳細につきましては、平成25年11月27日付公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/ 上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」（URL:http://www.sehi.co.jp/ro/）をご参照ください。

３．ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成25年11月27日（水）	取締役会決議 有価証券届出書提出 総株主通知請求
平成25年12月５日（木）	有価証券届出書による届出の効力発生日（予定）
平成25年12月６日（金）	株主確定日（予定） ※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成25年12月９日（月）	本新株予約権無償割当の効力発生日（予定） 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成25年12月27日（金）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日

	（予定）
平成26年１月14日（火）から 平成26年２月６日（木）まで	本新株予約権行使期間（予定）
平成26年１月31日（金）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）

４．調達する資金の額及び資金の使途等

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
927,715,800	38,000,000	889,715,800

（注）

１．払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。

２．発行諸費用は、業務委託報酬20,000,000円（三田証券株式会社）、登記費用1,000,000円、その他諸費用（信託報酬、口座機関への事務手数料、弁護士報酬等）17,000,000円からなります。

３．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

４．本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

（２）調達資金の使途

本件による資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場等を通じて本新株予約権を購入した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数15,995,100個のうち、14,396,552個分が行使され、行使比率が90.0％となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約835,000,000円、発行諸費用の概算額が約35,000,000円、差引手取概算額が約800,000,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①子会社宛投融資	500,000,000円	平成26年３月～平成27年３月
うち、(i)スマートフォン関連事業	(150,000,000円)	平成27年１月～平成27年３月
うち、(ii)中国EC関連事業	(50,000,000円)	平成26年４月～平成26年６月
うち、(iii)出版事業収益構造転換に係る資金	(300,000,000円)	平成26年１月～平成26年３月

②M&A、企業投資資金	300,000,000円	平成28年１月～平成28年３月
合計	800,000,000円	－

（注）１．当社は、本件の行使比率が90.0%に達しない場合には、A.出版事業収益構造転換に係る資金、B.スマートフォン関連事業、C.M&A、企業投資資金、D.中国EC関連事業の順に優先的に資金を充当してまいります。なお、当該行使比率に満たない資金については、銀行借入れにより調達した資金を充当する予定です。

２．本件の行使比率が90.0%を超過した場合、当該超過分に相当する調達金額の全てについて、②のM&A、企業投資資金に充当する予定です。

３．今回調達した資金について、上記①及び②の資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

４．M＆A資金については、具体的な案件成約時期によっては支出時期が前倒しになる可能性があります。

① 子会社宛投融資

(i) スマートフォン関連事業

当社グループでは連結子会社であるSEモバイル・アンド・オンライン株式会社の事業として昨年度よりスマートフォンコンテンツの開発や運営など同市場関連事業を展開しており、今後もコンテンツの拡充やユーザー拡大による同事業の拡大を予定しております。

今回調達した資金のうち、150 百万円分につきましては、SE モバイル・アンド・オンライン株式会社のスマートフォン関連事業用資金（当該事業推進に係るマーケティング費）として同社宛投融資を予定しております。

(ii) 中国EC関連事業

当社グループでは連結子会社である SE モバイル・アンド・オンライン株式会社の事業として、本年 10 月より中国においてｅコマース（電子商取引。以下「EC」といいます。）事業を開始いたしました。日本において 20 年以上の製造・販売実績を持つスキンケア商品について中国政府の販売許可を取得し、中国国内の EC ライセンスをもつ協業会社 800Teleservices 社グループ（本社所在地：中国上海市、代表者：グループ会長（CEO）Alex Wong）と協力して中国最大手の EC モールであるタオバオ（淘宝）において EC サイトをオープンしたものです。今後、商材の拡充と他の EC モールにも出店を進めて行き、当該事業の拡大を計画しております。

今回調達した資金のうち、50 百万円分につきましては、SE モバイル・アンド・オンライン株式会社の中国 EC 関連事業用資金(主に当該事業推進に係る販売業務委託費及びマーケティング費)として同社宛投融資を予定しております。

（注）800Teleservices 社について

上海、香港、台湾を拠点とする主に中国語圏の大手コンタクトセンター事業者で、タオバオ社のバックエンドを担うパートナー企業であります。当社は、同社株式の約５％を保有し取締役を１名派遣しております。

(iii)出版事業収益構造転換に係る資金

当社グループの主力事業は、連結基準の売上の約３分の１を占める出版事業であります。

現在、出版業界においては、電子デバイス普及などを背景に書店による店頭書籍販売額が継続して減少傾向にあり、当社グループで出版事業を営む株式会社翔泳社（当社連結子会社）でも、収益源の多様化及び従来の収益源減少の補完・代替を図るべく、従来から得

意としておりましたオンライン経由の書籍販売に加え、電子書籍化にも積極的に取組んでおり、来年３月末時点での電子書籍点数（累計）は500点超に増加する見込みであります。また、これらと並行してオンラインメディア化による広告収入増強、IT技術者を主な対象とする各種イベントの実施、海外版権収入拡充などにも積極的に取組んでおります。

今回調達した資金のうち、300百万円分につきましては、以上に述べました書籍のオンライン販売促進・電子書籍化、広告・イベント収入増加並びに海外版権収入拡充といった株式会社翔泳社の収益構造転換に係る必要資金（左記関連サービスの事業推進に係る開発費用200百万円及びマーケティング費100百万円）（事業別としては電子書籍化150百万円、オンライン販売・広告各50百万円、イベント・海外版権各25百万円を見込んでおります。）として同社宛投融資を予定しております。

② M&A、企業投資資金

当社グループにおいては、既存事業を補完・拡充するため、また、成長分野での新規事業を促進するため、これまでM&AやIT企業などに対する企業投資を数多く行ってまいりました。M&Aとしては、インターネットカフェ運営会社の株式会社リバティハウス、株式会社コミカ（両社共、現ＩＮＣユナイテッド株式会社（当社連結子会社））、及び電気工事士資格試験教材販売会社の株式会社ファーストアカデミー（現株式会社翔泳社アカデミー（当社連結子会社））の企業買収などの実績があります。また、IT企業などに対する企業投資としては、現在、中国ＥＣ事業で協業しております中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者800Teleservice社、ソーシャルメディア構築・運営・監視事業などを行う株式会社ガイアックス（本社所在地：東京都品川区、代表者：代表執行役社長　上田祐司）、及び株式会社産業革新機構がメジャー出資をしました次世代リチウム電池用電極開発を進めるシリコンバレーベンチャーZeptor Corporation（本社所在地：米国サンノゼ、代表者：CEO　鈴木達則）への投資などの実績があります。

当社グループを取り巻く急速な事業環境の変化への対応並びに当社グループの事業の持続的発展を目的として、引き続きオンラインソフト・アプリケーション開発やクラウド関連事業、グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業など成長分野に属する既存・新規事業の補完や拡充、及びIT事業特有のライフサイクル短期化を補完し当社グループの収益安定化を目指したM&Aや企業投資を行ってまいります。現時点では具体的な買収先や投資先は未定ですが、今回調達した資金のうち、当社グループの投資リスク許容度、自己資本及び過去の１件当たり投資金額実績が数億円程度であったこと等を勘案し、300百万円分につきましては、今後、当社の既存事業の補完・拡充並びに成長分野の推進を目的としたM&A、企業投資資金に充当する予定であります。

５．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記の「４．調達する資金の額及び資金の使途等（２）調達資金の使途」に記載した資金使途を予定しており、収益力の拡大を図り、既存事業の補完並びに今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ること

を目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本件は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

６．発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の１個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様に本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。割当数につきましては、当社普通株式１株につき本新株予約権１個を割り当てることとし、本新株予約権１個の行使により当社普通株式0.5株が交付され、また、行使価額につきましては、１株当たり116円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の55.8％）に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例における最終行使比率並びに株価の推移等を参考にしております。当該発行事例並びに本新株予約権１個の行使により交付される株式数が0.5株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値の65％未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日を基準とした場合、東京証券取引所（平成25年７月12日以前は株式会社大阪証券取引所）における当社の普通株式の直近１ヶ月の株価終値の単純平均値は185円、直近３ヶ月の株価終値の単純平均値は178円及び直近６ヶ月の株価終値の単純平均値は146円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額116円は各々当該平均値の62.7％、65.2％、79.5％の水準となります。本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

７．業績に与える影響

現在のところ、平成25年10月24日に発表いたしました平成26年３月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が確定した場合又は生じた場合は速やかに開示いたします。

８．潜在株式による希薄化情報等

平成25年11月27日現在における当社の発行済株式総数は18,636,800株であり、そのうち当社が保有する当社自己株式の数は2,641,700株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付する当社保有当社株式は2,641,700株であり、新規に発行した上で交付する当社普通株式数は5,355,850株です。従いまして、当社発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は28.7％となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成25年12月６日（金）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年12月30日（月）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全て

を行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないことになります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成25年11月27日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	18,636,800株	100.0%
現時点における潜在株式数	0株	0.0%
現時点における自己株式数	2,641,700株	14.2%
本新株予約権に係る潜在株式数	5,355,850株	28.7%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少されます。

※本件においては、原則として、保有自己株式2,641,700株を優先的に交付する予定ですが、本新株予約権の行使状況によっては一部交付を行わない自己株式が発生する可能性がございます。その場合、本新株予約権に係る潜在株式数が増加する可能性がございます。

９．主要株主の権利行使予定について

当社は、当社の主要株主でもある当社代表取締役速水浩二より、今回の新株予約権無償割当により、同人に割当てられることとなる本新株予約権の権利行使等の予定について概ね以下の説明を受けております。

① 本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。

② 上記①に記載された本新株予約権の行使については、同人の手持ち資金に加えて、同人が有する当社普通株式又は本新株予約権の売却、その他当社以外の普通株式や投資信託等の処分によって得た資金を充当する予定である。

③ 但し、上記②に記載された、同人の保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却、その他当社以外の普通株式や投資信託等の処分については、本日以降、本件の行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権、その他当社以外の普通株式や投資信託等の市場価格及びその見込みによっては、全部又はその一部が行われない可能性がある。

従って、同人の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同人に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同人による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。なお、より具体的な投資方針又はその結果につきましては、当社にて確認出来次第、

適宜開示をしていく予定です。

10．各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得又は東京証券取引所等を通じた売却のいずれかの方法がございます。

本新株予約権の行使は１個から可能であるため、単元未満株式を取得することとなる行使（例えば100個の新株予約権を行使し、50株の当社普通株式を取得して頂くこと）は可能です。但し、行使を行った後の保有株式数が100株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますので、ご留意ください。また、本新株予約権について、奇数の個数の権利行使をされた場合、１株に満たない端数株式が生じることとなり、その端数株式は切り捨てられ、お支払頂いた行使代金の一部を事実上放棄することになりますので、ご注意ください。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年９月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしましたが、当社といたしましては、（ⅰ）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る外国証券当局（米国当局を含むがこれに限らない）に対する登録等の手続（当該手続の有無及び当該手続の履行義務の有無に関する調査を含む）に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ⅱ）本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れることに鑑み、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、かかる検討に際しては、成和明哲法律事務所（東京都港区）より本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から７営業日前までに、当該権利行使にかかる株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。
上記の例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（03-5362-3700）までお電話でご相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主

の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

11．本新株予約権の買付け希望の株主様並びに投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様並びに投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。また、手続きの概要及び本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、下記ライツ・オファリング専用ページにて随時公開いたしますので併せてご確認ください。

（ご参考）ライツ・オファリングに関する専用WEBページ

http://www.sehi.co.jp/ro/

12．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

（１）最近３年間の業績（連結）

回次	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
売上高（百万円）	7,584	7,336	6,990
営業利益（百万円）	161	240	64
経常利益（百万円）	27	119	△25
当期純利益（百万円）	△305	27	△496
１株当たり純資産額（円）	23,304.92	225.11	199.61
１株当たり当期純利益金額(円)	△1,974.69	1.72	△31.17
１株当たり配当金（円）	300	200	2.00

（注）当社は平成24年10月１日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、１株当たり配当額については、当該株式分割にかかわらず、実際の配当金額を記載しております。

（２）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第２回新株予約権

割当日	平成22年９月21日
調達資金の額	124,947,774円（差引手取概算額） ※新株予約権の行使に際して出資された財産の価額
募集時における発行済株式総数	186,368株
当該募集による潜在株式数	20,000株

割当先	みずほ証券株式会社
現時点における行使状況	行使済株式数：7,660株
現時点における潜在株式数	０株
発行時における当初の資金使途	子会社宛投融資（クラウド関連、中国関連、グリーンテクノロジー（環境技術）関連各事業）
発行時における支出予定時期	平成22年９月～平成24年９月
現時点における充当状況	調達資金の全額を子会社投融資に充当済みです。

（３）最近の株価の状況

①過去３年間の状況（期末）

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
始値（円）	10,800	14,000	11,270
高値（円）	64,300	16,770	15,300 ※146
安値（円）	9,000	9,100	9,190 ※95
終値（円）	13,410	10,990	※121

（注）※は、株式分割（平成24年10月１日付で１株を100株に分割）による権利落後の株価を示しております。

②最近６カ月の状況

	平成25年６月	平成25年７月	平成25年８月	平成25年９月	平成25年10月	平成25年11月
始値（円）	118	112	130	114	216	175
高値（円）	121	135	136	324	233	257
安値（円）	98	110	109	111	165	160
終値（円）	109	132	112	210	179	208

（注）平成25年11月の株価については、平成25年11月1日から同年11月26日までの期間の株価を参照しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成25年11月26日
始値（円）	201
高値（円）	208
安値（円）	196
終値（円）	208

以上

※ご注意

本書（参考書面を含みます。）は、当社の第３回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成25年11月27日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第３回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社　第３回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成25年12月６日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

３．本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年12月９日

５．本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式0.5株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権１個当たり58円とする。

②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの財産の価額は、116円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成26年１月14日から平成26年２月６日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(8) 本新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

６．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

７．本新株予約権の行使請求受付場所

東京都杉並区和泉二丁目８番４号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

８．本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

東京都渋谷区道玄坂２丁目３番２号

三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店

９．本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10．外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の７営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11．振替機関

株式会社証券保管振替機構

12．その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上